



---

## **交通工学研究会認定 TOP**

( トラフィック オペレーションズ プラクティショナ )

## **交通工学研究会認定 TOE**

( トラフィック オペレーションズ エンジニア )

---

### **新規登録の手引**

2011 年 8 月 修正版

**一般社団法人 交通工学研究会**

## I. はじめに

「交通工学研究会認定 TOP・TOE 資格試験」に合格した人が「交通工学研究会認定 TOP・TOE」となるには、「道路交通技術資格認定制度施行規程」（以下、「施行規程」）に基づき、一般社団法人 交通工学研究会（以下、「研究会」）に登録の申請をして登録証の交付を受ける必要があります。

また、登録の有効期間を過ぎた場合は「交通工学研究会認定 TOP・TOE」の登録資格は失効します。「交通工学研究会認定 TOP」の登録が有効な期間中に、「交通工学研究会認定 TOE」を登録した場合には、前者の登録は無効となります。

なお、この手引には新規に登録する場合についてのみ記してあります。登録の更新に関しては「更新の手引」を御覧下さい。

## II. 登録基準

「交通工学研究会認定 TOP」または「交通工学研究会認定 TOE」として登録するためには、次の各項が満たされることが必要です。

- 「交通工学研究会認定 TOP 資格試験または TOE 資格試験」の合格通知に記載された年月日以降最初の 4 月 1 日から起算して 4 年以内であること。
- 登録前 2 年の間に、「交通工学研究会認定 TOP」または「交通工学研究会認定 TOE」としてふさわしくない不正等の行為を行ったことがないこと。

※なお平成 23 年度より、TOP 資格試験が CBT (Computer Based Testing) に移行することに伴い、TOP 受験の方には試験代行業者の 株式会社ジェイ・ジェイ・エス (以下、JJS)より「合格通知メール」が送られます。同じく平成 23 年度より、TOE 資格試験の受験申込や受験料振込などの代行を JJS に委託することに伴い、TOE 受験の方には JJS より「合格通知メール」が送られます。

## III. 登録申請について

### 1. 登録の申請

交通工学研究会認定 TOP・TOE 資格試験合格者が「交通工学研究会認定 TOP」または「交通工学研究会認定 TOE」と称して活動するためには、研究会に備える「交通工学研究会認定 TOP・TOE 登録簿」に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

登録証の交付申請は、「交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書」を提出して頂きます。従来は、直接一般社団法人 交通工学研究会 会長（以下、「研究会会長」）に提出して頂いておりましたが、平成 23 年 7 月からは資格制度事務業務を代行する 株式会社 ICS コンベンションデザイン(以下、ICS)宛に提出して頂きます。なお、従来は申請に必要な関連書類として写真 2 枚を提出して頂いておりましたが、平成 23 年度より写真の提出が不要となりました。また、今後は「携帯登録証」を発行いたしませんので、ご了承ください。

## 2. 登録及び登録証

### (1) TOP の場合

研究会は交通工学研究会認定 TOP 登録申請を受け付けると、「交通工学研究会認定 TOP 新規登録申請書」の記載事項を審査します。

### (2) TOE の場合

#### ①平成 22 年度以前試験合格者

研究会は交通工学研究会認定 TOE 登録申請を受け付けると、「交通工学研究会認定 TOE 新規登録申請書」の記載事項を審査します。

#### ②平成 23 年度以降試験合格者

研究会は交通工学研究会認定 TOE 登録申請を受け付けると、「交通工学研究会認定 TOE 新規登録申請書」の記載事項に加えて、次に示す TOE 登録資格を有するかどうかを審査します。

a) 交通工学研究会認定 TOP 資格の登録が有効であること

b) 48 箇月以上の道路交通技術分野の実務経験を持っていること

上記 a)については保有している「TOP 資格登録証のコピー」、b)については「交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票」に記載して提出して下さい。これに「交通工学研究会認定 TOE 新規登録申請書」を加えた合計 3 種類の書類を提出して頂き、審査します。この審査にもとづき、当該申請者が「交通工学研究会認定 TOE」となる資格を有していると認めるときに、当該申請者を「交通工学研究会認定 TOE 登録簿」に登録し、「交通工学研究会認定 TOE 登録証」を交付します。

#### 【特例措置】

#### ①TOE 資格を TOP 資格未登録者でも登録できる特例措置

平成 22 年度までは、TOP 資格未登録者であっても、TOE 第 1 部試験に合格することをもって、TOP 資格登録者と同等に扱っておりました。平成 23 年度からは TOE 第 1 部試験を廃止します。これに伴い、平成 23 年度のみの特例措置として、同年度の TOP 資格試験を受験しかつ合格することをもって、TOE 資格登録の要件の一つである TOP 資格の有効登録と見なします。この場合は、保有している「TOP 資格登録証のコピー」の提出は不要です。これはあくまでも平成 23 年度のみ措置ですので、将来 TOE の取得を目指す方は、なるべく早く TOP 資格の取得に努めて頂きますようお願い申し上げます。

#### ②4 年間の実務経験の取扱い

合格通知を受け取った時点で 4 年以上の経験があればすぐに申請できますが、実務経験が 4 年に満たない場合、合格通知受領後最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日までの間に 4 年間の実務経験の実績を積み、その時点で TOE 資格登録を申請することができます。ただしこの場合でも登録の有効期限は合格後最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日となります。

以上の審査にもとづき、当該申請者が「交通工学研究会認定 TOP・交通工学研究会認定 TOE」となる資格を有していると認められたときに、当該申請者を「交通工学研究会認定 TOP・TOE 登録簿」に登録し、「交通工学研究会認定 TOP 登録証」「交通工学研究会認定 TOE 登録証」を交付します。

「交通工学研究会認定 TOP・TOE 登録簿」に登録された申請者は、その登録日をもって「交通工学研究会認定 TOP」「交通工学研究会認定 TOE」と称することができます。また、名刺等への印刷表示に際しては、以下のようにして下さい。(いずれを用いてもかまいません。また、[ ] ( ) の使い分けに注意して下さい。)

正式名称：交通工学研究会認定 TOP

交通工学研究会認定 TOE

日本語表記：TOP [交通技術資格者] (交通工学研究会)

TOE [交通技術上級資格者] (交通工学研究会)

### 3. 「交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書」及び関連書類の提出

#### (1) 提出方法

「交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書」は、平成 22 年度以前に合格した人には郵送にてお送りしておりますが、平成 23 年度以降に合格した人は、試験合格者に案内される専用インターネットサイトよりダウンロードしていただきます。必要事項の記入と署名をした上で、封筒(角 2)を用いて、**資格制度の事務業務を代行する ICS**へ必ず簡易書留で送付して下さい。なお、平成 23 年度以降に合格した人が TOE を登録申請する場合には、「交通工学研究会認定 TOE 業務経歴票」もインターネットからダウンロードして頂いて必要事項の記入と署名をするとともに、「TOP 資格登録証のコピー」を同封(平成 23 年度のみの特例で今年 TOP 試験を受ける場合は除く)して下さい。

#### (2) 提出先

株式会社 ICS コンベンションデザイン 資格制度係

〒101-8449 東京都千代田区猿楽町 1-5-18 (千代田ビル)

TEL 03-3219-3609 Email jjstc@ics-inc.co.jp

### 4. 登録の有効期間

「交通工学研究会認定 TOP・TOE 資格試験」に合格以降最初の 4 月 1 日から 4 年以内に、登録を行う必要があります。登録の有効期間は、登録証の交付日(登録証記載の年月日)から有効期間満了日までとなります。有効期間満了日は、登録証交付日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日までとなります。また、有効期間満了日を経過した場合は「交通工学研究会認定 TOP・TOE 登録簿」から登録が抹消されます。

注：例えば、平成 24 年 2 月に合格通知を受け取った場合で、登録申請を 3 月までに行った場合には、原則として登録証の交付日は平成 24 年 4 月 1 日となります。この場合の登録の有効期間満了日は、平成 24 年 4 月 1 日から起算して 4 年後の平成 28 年 3 月 31 日です。

## 5. 登録された資格の有効期間

「交通工学研究会認定 TOP・TOE 登録簿」に登録された申請者は、原則としてその登録日（登録証の交付日）をもって、「交通工学研究会認定 TOP」または「交通工学研究会認定 TOE」と称することができます。ただし、有効期間満了日までに更新の手続きをとらなければ、登録資格が登録簿から抹消されます。なお、登録の更新に関しては「TOP・TOE 資格登録更新の手引」を御覧下さい。

登録された交通工学研究会認定 TOP・TOE 資格の有効期間は、以下のようになります。

1) 「交通工学研究会認定 TOP・TOE 資格試験」の合格通知年月日以降最初の4月1日までに新規登録を行った場合の登録有効期間満了日は、登録日に関わらず、合格通知年月日以降最初の4月1日から起算して4年後の3月31日とします。

2) 登録申請が遅れて、合格通知年月日以降最初の4月1日以降に登録申請した場合でも、次の年の4月1日以前であれば、登録有効期間満了日は①と同じです。

注：例えば、平成24年2月に合格通知を受け取った場合で、登録証交付日が平成25年1月となった場合には、登録の有効期間満了日は平成25年1月から起算して4年を超えない最後の3月31日、すなわち平成28年3月31日です。

3) さらに登録申請が遅れて、合格通知年月日以降最初の4月1日から1年以上経過しても、4年後の3月31日までに登録申請すれば、登録は登録証交付日から有効となり、この交付日から4年を超えない最後の3月31日が有効期間満了日となります。

注：例えば、平成24年2月に合格通知を受け取った場合で、登録証交付日が平成26年10月となった場合には、登録は登録証交付日から有効となり、登録の有効期間満了日は平成26年10月から起算して4年を超えない最後の3月31日、すなわち平成30年3月31日です。

4) 合格通知年月日以降最初の4月1日から4年後の3月31日までに登録を行わなかった場合は、この3月31日をもって新規登録を申請できる権利を失います。

注：例えば、平成24年2月に合格通知を受け取った場合は、新規登録を申請できるのは、この合格通知日から、その日以降最初の4月1日の4年後の3月31日まで、となります。

5) なお、登録有効期間満了日までに新規登録を行い、かつ、資格の登録の有効期間中に所定のCPD単位を取得しなければ、原則として登録の更新はできませんので十分に注意して下さい。

## 6. 新規登録申請に必要な書類

### (1) 提出書類

①TOP 登録にあたっては、以下の書類が必要です。

- ・交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書（登録様式）
- ・住民票の抄本または外国人登録証明書 1部

②TOE 登録にあたっては、以下の書類が必要です。

a)平成22年度以前に試験に合格した場合

- ・交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書（登録様式）
- ・住民票の抄本または外国人登録証明書 1部

b)平成23年度以降試験合格者の場合

- ・交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書（登録様式）



して下さい。現住所の都道府県コードを巻末の表-1を参考に記入して下さい。

#### ④電話と Email

自宅固定電話または携帯電話の番号を記入して下さい。また、事務局との多くのやり取りに **Email** を使いますので、**Email** 欄には確実に受信できるアドレスをはっきり読み取れるように記載して下さい。念のため 2 つ目のアドレスを追加 **Email** 欄に記載することもできます。

#### ⑤勤務先・組織、または学校 (JJS「受験者 ID 取得」時に「個人登録」以外を選んだ場合★)

勤務先等コード欄には、巻末の表-2を参考に記入して下さい。また勤務先等住所の都道府県コード欄には、巻末の表-1を参考に記入して下さい。

##### a) 学生の場合

枠線内の「所属する勤務先・組織、または学校」を連絡先として選ぶことが可能です。記入する場合は、学校名・学部・学科・学年・学校所在地、および確実に郵便物が受領できるよう指導教名や研究室名を必ず明記して下さい。

##### b) 勤務先・組織の場合

本社等以外の支社や事業所等に勤務する場合は、支社や事業所等名を明記し、勤務先住所も支社や事業所等の所在地として下さい。

#### ⑥連絡先

自宅と勤務先・組織等の両方の欄に記載した場合は、必ず自宅・勤務先の何れか一つを指定して下さい。

#### ⑦確認事項

これは「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」で定められた資格登録ができない条件に該当しないことを確認するものです。事実適合する項目を選択して下さい。

#### ⑧登録番号と登録有効期限

記入しないで下さい (事務局で記入します)。

#### ⑨本人署名欄

①～⑧までの記載事項を確認の上、申請年月日を記入の上必ず署名して下さい。

### IV. 登録の更新について

継続して登録の更新を予定する人は、登録の有効期間満了日までに、登録の更新の申込みを行わなければなりません。更新にあたっては、登録の有効期間中に所定の継続研鑽単位 (以下、「CPD 単位」) 以上の継続研鑽を行ったことを WEB 上の「TOP/TOE CPD 登録システム」を通じて CPD 登録している必要があります。

更新に必要な単位は、TOP の場合は 150 単位、TOE の場合は 200 単位となります。

また、登録更新手数料として、登録更新申込み時に TOP の場合は一般 15,000 円、学生 7,000 円、TOE の場合は一般、学生によらず 20,000 円が必要です。

この手引には、新規に登録する場合についてのみ記してあります。登録の更新に関しては、「TOP・TOE 資格登録更新の手引 (2011 年 8 月版)」を御覧下さい。

## V. その他の諸手続

### 1. 登録事項の変更

交通工学研究会認定 TOP・TOE 登録事項のうち、下記事項が生じた場合には、速やかに研究会会長に「届出書」（届出様式、該当欄の該当事項のみ記入）を提出しなければなりません。これによって「登録簿」の記載事項が変更されます。「届出書」の様式は交通工学研究会資格制度 WEB サイトよりダウンロードできます。

また、「登録簿」記載事項の変更に加えて、「登録証」の記載事項を変更し、新たに発行を希望する場合は、次に示す「2. 登録証再交付申請手続」に書かれた手数料が必要となります。

記載した「届出書」は、資格制度事務業務を代行する 株式会社 ICS コンベンションデザイン (ICS)宛に郵送または FAX または Email でお送りください。

(1) 氏名に変更が生じた場合

(2) 現住所に変更が生じた場合

(3) 勤務先等を変更する場合（同一組織内で異動する場合、転退職する場合、学生が就職した場合）

同一組織内での異動とは、A社のC部からD出張所に異動した場合のように、同一勤務先等内での異動を言います。転退職とは、A社からB社に移った場合等であり、学生である登録者が就職した場合もこの手続をする対象となります。

(4) 業務廃止の届出

登録者として業務を廃止して、引き続き業務を継続しない場合、又は登録者が死亡した場合は、研究会会長に届出て登録簿から抹消してもらわなければなりません。この場合は、「届出書」と登録済の「登録証」を30日以内に資格制度事務業務を代行する 株式会社 ICS コンベンションデザイン (ICS)宛に郵送して下さい。

### 2. 登録証の再交付申請手続

「登録証」を汚損や紛失などをして再交付を希望する場合、または登録事項の変更届出書に伴って書き換えた新しい「登録証」を必要とする場合は、遅滞なく「登録証再交付・登録証明申請書」（再交付証明申請様式）を研究会会長に提出しなければなりません。再交付の申請に必要な書類等は、資格制度事務業務を代行する 株式会社 ICS コンベンションデザイン (ICS)宛に郵送または FAX または Email でお送りください。

「登録証再交付申請書」（再交付申請様式）

手数料・・・1,000円

### 3. 登録証明申請書

登録を受けていることの証明書を希望する場合、「登録証再交付・登録証明申請書」（再交付証明申請様式）に必要事項を記入し、資格制度事務業務を代行する 株式会社 ICS コンベンションデザイン (ICS)宛に郵送または FAX または Email でお送りください。

「登録証明申請書」（再交付申請様式）

手数料・・・1,000円



表－1 都道府県コード

| コード | 都道府県 | コード | 都道府県 | コード | 都道府県 | コード | 都道府県 | コード | 都道府県 |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 01  | 北海道  | 11  | 埼玉県  | 21  | 岐阜県  | 31  | 鳥取県  | 41  | 佐賀県  |
| 02  | 青森県  | 12  | 千葉県  | 22  | 静岡県  | 32  | 島根県  | 42  | 長崎県  |
| 03  | 岩手県  | 13  | 東京都  | 23  | 愛知県  | 33  | 岡山県  | 43  | 熊本県  |
| 04  | 宮城県  | 14  | 神奈川県 | 24  | 三重県  | 34  | 広島県  | 44  | 大分県  |
| 05  | 秋田県  | 15  | 新潟県  | 25  | 滋賀県  | 35  | 山口県  | 45  | 宮崎県  |
| 06  | 山形県  | 16  | 富山県  | 26  | 京都府  | 36  | 徳島県  | 46  | 鹿児島県 |
| 07  | 福島県  | 17  | 石川県  | 27  | 大阪府  | 37  | 香川県  | 47  | 沖縄県  |
| 08  | 茨城県  | 18  | 福井県  | 28  | 兵庫県  | 38  | 愛媛県  |     |      |
| 09  | 栃木県  | 19  | 山梨県  | 29  | 奈良県  | 39  | 高知県  |     |      |
| 10  | 群馬県  | 20  | 長野県  | 30  | 和歌山県 | 40  | 福岡県  | 50  | その他  |

表－2 勤務先等コード

コードの数字は連続していませんので御注意下さい。

| コード | 勤務先等                      | コード | 勤務先等                       |
|-----|---------------------------|-----|----------------------------|
| 01  | 建設コンサルタント                 | 02  | 都市計画コンサルタント                |
| 03  | 測量・航測会社                   | 04  | ソフトウェア会社                   |
| 05  | 建設会社・道路会社                 | 09  | その他の民間会社                   |
| 11  | 中央官公庁(道路関係)               | 12  | 中央官公庁(警察関係)                |
| 13  | 中央官公庁(運輸関係)               | 14  | 中央官公庁(環境関係)                |
| 19  | 中央官公庁(その他関係)              | —   | —                          |
| 21  | 自治体関係(道路関係)               | 22  | 自治体関係(警察関係)                |
| 23  | 自治体関係(運輸関係)               | 24  | 自治体関係(環境関係)                |
| 29  | 自治体関係(その他関係)              | —   | —                          |
| 31  | 財団法人・社団法人(中央官公庁関係)        | 32  | 財団法人・社団法人(自治体関係)           |
| 39  | 財団法人・社団法人(その他関係)          | —   | —                          |
| 41  | 高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(道路関係) | 49  | 高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(その他関係) |
| 51  | 工業高校                      | 52  | 高校(普通科・その他)                |
| 53  | 高等専門学校                    | 54  | 大学院・大学・短大                  |
| 55  | 専門学校等                     | —   | —                          |
| 61  | 研究機関(中央官公庁関係)             | 62  | 研究機関(高速道路会社*・独立行政法人関係)     |
| 69  | 研究機関(その他関係)               | —   | —                          |
| 99  | その他                       | —   | —                          |

\*：道路関係4公団

(届出様式)

## 関係様式

( 届出書、登録証再交付・登録証明申請書 )

# 届 出 書

平成 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

交通工学研究会認定 (TOP・TOE) の登録事項に関して、下記の届け出を行います。

※いずれかに○をつけてください

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

変更項目 [該当欄をチェックする]

氏名・住所等の変更 (該当事項箇所のみ記入してください)

| 変 更 事 項 |                              | 変更日 | 添付書類等 |
|---------|------------------------------|-----|-------|
| 登録者氏名   | (フリガナ)<br>-----              |     |       |
| 現 住 所   | 〒 TEL: - -<br>e-mail:<br>コード |     |       |

(注)

①都道府県コード番号は「新規登録の手引」の表-1を参照のこと。

勤務先等の変更

| 変 更 事 項      |                                 |  |         | 変更日 |
|--------------|---------------------------------|--|---------|-----|
| 勤務先等の<br>名 称 | 変更<br>前                         |  | 変更<br>後 |     |
| 勤務先等の<br>住 所 | 〒 TEL: - -<br>e-mail:<br>勤務先コード |  |         |     |

(注) 勤務先コード番号は「新規登録の手引」の表-2を参照のこと。

業務廃止届 [登録証を必ず添えて本書類を提出して下さい]

## 登録証再交付・登録証明申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

[該当欄をチェックする]

登録証再交付

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により、交通工学研究会認定 ( TOP ・ TOE ) 登録証の再交付を申請します。

※いずれかに○をつけてください

登録証明

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則第 8 条の規定による登録を受けていることの証明書の発行をお願いいたします。

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_

記

|                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 登 録 番 号     | 第 一 号        |
| 2. 登 録 有 効 期 間 | 自 : 平成 年 月 日 |
|                | 至 : 平成 年 月 日 |
| 3. 所 属 組 織 名   |              |
| 4. 生 年 月 日     | 年 月 日        |
| 5. 資 格 交 付 日   | 平成 年 月 日     |
| 以下、再交付申請時のみ記載  |              |
| 再交付申請理由        |              |
| 汚損/紛失年月日       |              |

以 上